

京都市告示第601号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
山科小山緯18号線	山科区小山北溝町1番地の1地先から	旧	メートル 74.40	メートル 4.96 ~ 6.22
	同区小山中ノ川町28番地の1地先まで	新	74.40	4.96 ~ 6.22

(建設局土木管理部道路明示課)